

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定基準

1 趣旨

この基準は、令和 7 年度に守山市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者に提供する弁当の調製施設の指定基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対しての理解と協力

国スポに理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する弁当調達業務に対して協力的であること。

3 応募に伴う申込

参加の意思のある事業者は、「わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設申込書」（別記様式第 1 号）を作成の上、必要書類を添付し提出すること。

4 対象施設

- (1) 国税・県税および市町村民税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 守山市内に本社または製造所を有していること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 守山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 19 号）第 2 条の暴力団および暴力団員または密接関係者でないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 応募時点において過去 3 年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) HACCP に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正に実施されていること。
- (3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに 50g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (4) 検便は、食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、国スポ開催前の 1 か月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌、サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウイルス）。
- (5) 食品賠償保険等に参加していること。もしくは、国スポ開催期間中に加入できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調整能力

- (1) 国スポ開催時の提供可能数が、平日、土曜日、日曜日および祝日とも 1 回 100 食以上であること。
- (2) 開催前日の午後 6 時までの受注（あらかじめ発注した数量に対する変更等）に

対し、開催日当日の午前 11 時の納入が可能であること。

(3) 守山市または滋賀県の特色を生かした弁当の調製が可能であること。

(4) 食材および献立の内容については、実行委員会と施設が協議・調整の上、決定するものとする。

(5) 栄養面および食品構成（主菜については、指定の可能性あり）を考慮したバランスの良い献立の提供が行えること。

(6) 弁当の献立メニューについては、日替わりが 5 日以上可能であること。

(7) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

(8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

(1) 冷蔵庫など適切な温度管理（10℃以下）のできる車両等による衛生的な配達ができること。ただし、弁当調製施設の指定に係る必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注する。

(2) 付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭きおよび持ち運び用のビニール袋等の納入ができること。

(3) 市実行委員会が指定する日時および場所に納入できること。また、同日の指定された時刻に容器等を回収できること。

(4) 弁当の名称、消費期限（時刻まで）、原材料名（食品添加物アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、栄養成分、製造所所在地、製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の市実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。

(5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。

(6) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、市実行委員会の指示に対応できること。

(7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

(8) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包し弁当を納入できること。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議して定める。